

貯水槽水道の適正な管理を

ビル・マンションなどの建物で、水道局から供給される水を受水槽にいったん貯めて、利用者に給水する施設を貯水槽水道といいます。貯水槽水道は受水槽の有効容量によって、簡易専用水道と小規模貯水槽水道があります。

受水槽に入る前の水は水道事業者が管理しますが、受水槽以降の施設と水質の管理は、設置者が責任を持って管理することとなっています。

設置者は、日頃から適正な管理を行い、安心して水が使用できるように努めてください。



簡易専用水道

有効容量が10㎡を超えるもの

設置者の責務

◇受水槽の清掃を毎年1回以上定期的にを行うこと

◇受水槽やその周辺を定期的に点検し、水が汚染されないよう必要な措置を行うこと

◇国土交通大臣および環境大臣の登録を受けた検査機関による管理状況の検査（法定検査）を、毎年1回以上定期的に受けること
※水質検査機関が行う水質検査とは異なります。

小規模貯水槽水道

有効容量が10㎡以下のもの

◇設置者は、受水槽の清掃を毎年1回以上定期に行い、周囲を清潔に保つこと

◇水質検査を行うこと

市の調査に協力を

市では簡易専用水道の施設、小規模貯水槽水道の施設を対象に管理状況の調査をしています。

それぞれ設置者（または管理者）に調査書を送付します。期日までに回答をお願いします。

問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1927



市ホームページ

ホットな

消費者ニュース

272号



「瞬時に部屋が冷える！」サーキュレーターなどの広告に注意

相談事例

○動画配信サイトで「1秒で部屋の温度が20度下がる」というサーキュレーターの広告が出てきた。真っ白な風が勢いよく出て、すぐに部屋が冷える動画だったので申し込んだ。しかし、届いた商品はプラスチック製の安っぽい商品。風も弱く広告のようにすぐには冷えない。返品したいが事業者の連絡先が分からず、送り状に記載の返品代行センターに電話をかけてもつながらない。

○SNSに「有名大学と電機メーカーが提携して作った商品。大容量の風が吹き、瞬時に部屋を冷やす」と移動式エアコンの広告が出てきた。壁掛け式で自分の好きな場所に取り付けられることができ、「90%オフ。先着100名様まで」と書いてあったので3台申し込んだ。その後、ネットで自分が注文した商品が分解している動画があり、内部に羽が数個ついているだけのおもちゃの

ような商品であることが分かった。商品は届いていないが解約したい。

アドバイス

◆高性能をうたうSNSの広告をうのみにしないようにしましょう。

◆インターネットショッピングは通信販売にあたります。通信販売の返品・解約は、通販サイトの規約に沿うこととなります。申し込む前にきちんと規約を確認しましょう。

◆事業者名、住所、電話番号が明記されていない通販サイトは申し込まないようにしましょう。

◆クレジットカード払いの場合は、カード会社に対応を求めてみましょう。

市消費生活相談（予約不要）

平日 午前9時半～正午・午後1時～4時半

市消費生活センター（市役所新館4階） ☎(580)1968

消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日
午前10時～午後4時

問い合わせ先

☎188（局番なし）
生活安全課 ☎(580)1897